

報道関係者 各位

平成23年 4月15日
(照会先)
機構本部
リスク・コンプライアンス部長 寺沢 徹
コンプライアンスグループ長 森末 堅
(電話直通 03-5344-1112)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

近畿ブロック本部
適用・徴収支援部長 谷 善弘
(電話直通 06-6268-9334)

姫路年金事務所職員による滞納保険料等の横領について

姫路年金事務所職員が、事業所より領収した滞納保険料等(厚生年金保険料・健康保険料・児童手当拠出金)の現金を横領していたことが判明いたしました。

このような事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当機構といたしましては、事実関係をさらに調査したうえで、近く告発する方針です。さらに関係者に対しても厳正な処分を行ってまいります。

また、今般の不祥事を重く受け止めて、現金取扱いについて総点検を行うとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 事件の概略

姫路年金事務所厚生年金徴収課職員が、平成22年2月から平成23年3月にかけて、事業所より現金で領収した滞納保険料等について、その一部を横領していた事実が、平成23年4月7日に同年金事務所の調査で発覚いたしました。

事態の発覚後、事実関係を確認し、本日に至ったものです。

【横領額】 6事業所分 114万円(現時点)

【行為者】 姫路年金事務所 厚生年金徴収課 職員(40代の男性)

2 判明している事項等

当機構の内部調査により、現時点において判明している事項は次のとおりです。なお、機構としては、引き続き調査を進めてまいります。

- 一般的に保険料等の納付は、納付書により金融機関に振り込んでいただく取扱いとなっておりますが、滞納保険料については、必要に応じて現金領収も行っています。

事業所から滞納保険料を現金領収した場合は、当日又はその翌営業日までに日本銀行(歳入徴収官口座)に入金することとされていますが、行為者は、これを入金することなく費消していました。

また、行為者は、他にも、平成21年2月頃から、事業所から領収した現金を、一時的に流用し使っていたことを認めておりますが、その件数及び金額については引き続き調査中です。

- 現金領収した滞納保険料が日本銀行(歳入徴収官口座)に入金されていることについては、現金領収した際に年金事務所から事業所に交付する現金領収証書の控え(「原符」(注)といいます)と、日本銀行に入金した際に歳入代理店から交付される領収証書を、年金事務所の管理監督者が確認する等の手順が決められておりますが、これによる確認が適切に行われていませんでした。

(注) 滞納保険料等を現金により領収した場合は、3枚複写帳票の1枚目「原符」に領収金額、領収年月日等を記載することにより、同じ事項が2枚目「領収証書」及び3枚目「領収済報告書」にカーボンコピーされる。事業所には2枚目の領収証書を切り離して交付し、1枚目「原符」及び3枚目「領収済報告書」は交付した領収証書の控えとして残る。

以上